

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
- 5番 森安 かな 委員 6番 大饗 安政 委員
5. 議 事

○石原会長

それでは2ページをお開きください。議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号5-27、吉形委員説明願います。

○吉形委員

香登の吉形です。よろしくお願いします。議案第20号です。受付番号5-27。

土地の所在地 香登本 高橋 593-3 登記地目現況地目共に田 登記面積 85㎡

譲受人 香登本▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 香登本▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 1,802㎡

家族数 2

地図は、香登のカリーシバベさんとこの前の、新幹線のすぐ横の小さい土地です。現在市外で働いているために耕作ができません。譲受理由は農地の増反するということです。畑1,139㎡、樹園地663㎡です。以上です。ちょっと慣れないもんですいません。ちょっと一番に来るとは思っていなかったから。

○石原会長

はい、では事務局の方から調査書の方をお願いします。

○事務局難波

議案第20号 受付番号5-27 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは皆様、説明いただきました。何かご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○高取委員

慣れないということがありましたけど、議案説明は準備はできんのですか。議案説明。事務局で。

○石原会長

いろいろ自治体によって違うと思います。備前市の場合は担当の委員がずっとやってき
とるというのが慣例でありますんで、それに従って今もやっています。

他ございませんか。

ではないようですので、農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さ
ん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

じゃあ次に参ります。受付番号5-28、山本委員説明願います。

○山本委員

19番山本が、議案第20号 5-28について説明いたします。

土地の所在地 伊部 殿土井 1807-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 639㎡

譲受人 伊部▲▲▲▲番地▲ ●● ● ▲▲歳

譲渡人 岡山市北区大供▲丁目▲番▲▲-▲号 ●● ● ▲▲歳

譲受理由 新規就農

譲渡理由 耕作不便

家族数 1

これは譲渡人さんが前に生まれとった家を買ひまして、それに付随している田を、入り
道もないんで、譲受人さんが家庭菜園でもやろうかということで譲り受けました。地図の
2ページをご覧ください。ここは何じゃろな、こども園か。こども園の上の南側にあるとこ
ろです。地図を見ての通り、入り道はございませんので、誰にもあげられないとのことで、
譲受人さんが譲り受けられることになりました。以上です。

○石原会長

はい、では事務局の方から調査書の説明をお願いします。

○事務局難波

議案第20号 受付番号5-28 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たして

いると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-28、ご説明いただきました。皆様方からご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○高取委員

譲受人が39歳ということで若いんですけど、專業か何か持つとられるんですか。職業。あと続けて言いますね。新規就農ということで、まず639㎡所有することについて、何を作るんか、それと将来的に面積を増やす可能性があるかどうか、以上3点。

○事務局難波

まずはじめに、職業について聞かれましたかね。高取さん。職業については会社員ということで、申請の方はされております。今回面積は639㎡で、新規就農ということなので、営農計画書の方は依頼しております。作付するものについてですが、ちょっと待ってくださいね。野菜の方を自家消費とする予定で、機械については耕運機1台、草刈機1台所有されていて、現地の方を確認しましたが耕作放棄地にはなっておらず、維持管理の方はされているように見えました。以上です。

○石原会長

自家消費だからおそらく、拡大するというのはないか。それでも新規就農言うんじゃない。

○事務局難波

拡大の意向は。そうですね。

○石原会長

ということでありました。その他にありませんか何か。

じゃあなさそうですので、委員さんご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-29に参ります。山本委員再び説明願います。おおそうか、●●君の案件ですので退出をお願いします。

○山本委員

5-29について説明いたします。

土地の所在地 浦伊部 茶畑 918 登記地目現況地目共に畑 登記面積 564㎡

譲受人 浦伊部▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 浦伊部▲▲▲番地 ●● ●● 成年後見人 ●● ●●

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 67,716㎡

家族数 9

浦伊部の岸本橋、不老川に架かっている、あれを渡って南の方に行くと、約1kmあるかないかのところにある土地でございます。譲受人さんの家のすぐ裏にあります。以上です。

○石原会長

はい、では事務局の方から調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第20号 受付番号5-29 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは皆さんご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○大饗委員

成年後見人というのはテレビでなんか聞いたことあるんですけど、譲渡人さんは物事がわかってこれをされてるということなんですか。

○事務局難波

その判断がつかないので成年後見人の●●さんが判断しているということなんで、その意思表示、認知機能が落ちられとるということから後見人をつけられとるということです。民法上における。

○大饗委員

成年後見人さんがこの畑は売った方がいいと判断して、この譲受人さんに売られたということなんですか。

○事務局難波

そこでどういった手続きをとられとるのは行政書士さんの手続きに因るものかと思うんですが、この譲渡人さんの相続人、例えば息子さんがいらっしゃるとか、法定相続人の方には確認は取られていると思います。じゃあないとその行政書士さんが売ることができないんで。一応その血縁関係にある方の意思は確認しているんじゃないかなという推測に留まります。

○大饗委員

譲渡人さんはご家族がおられて、まあ同居はしてないけど、ご家族がおられるとかそういうことで、ということなんでしょうね。

○事務局難波

家族構成についてはごめんなさい、調査はこちらではしていません。行政書士様の方が、成年後見人にとられている●●●●●●●●さんがお調べの上対応されていると思います。

○大饗委員

わかりました。

○石原会長

よろしいですか。その他にございますか。

じゃあなさそうでしたらご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。入室をしてください。

それでは受付番号5-30につきまして、長田委員説明願います。

○長田委員

22番長田が説明いたします。

土地の所在地	蕃山 女夫ヶ鼻 393-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 404m ²
	蕃山 荒神下 406-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 442m ²
譲受人	津山市三浦▲▲番地	●● ●● ▲▲歳	
譲渡人	蕃山▲▲▲▲歳	●● ●● ▲▲歳	
譲受理由	新規就農		
譲渡理由	耕作不便		

家族数

1

今この人は津山におられるんですけど、今現在蕃山で空き家を探して、こちらに移るということになってます。大体今家も決まりそうです。それで、ここまで言うてええかどうかかわらんですけど、無償で譲渡するようです。それから地図ですけど、4ページの、ちょうど蕃山公民館があるんですけど、蕃山公民館のすぐ近くに2つともあります。以上です。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から補足説明願います。

○事務局難波

議案第20号 受付番号5-30 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-30につきまして、皆様方からご質問ご意見あれば頂戴いたします。

長田さん、譲受人さん、こちらに、蕃山にいらっしゃって、この8畝ばかりの田んぼをどのようにご利用なさる予定かお聞きですか。

○長田委員

野菜をね。作りたいそうです。無農薬野菜にこだわってやりたいそうです。

○石原会長

ああそうですか。わかりました。

○長田委員

いくらか自分のとこだけじゃなくて、売って家計の助けにということになってます。

○石原会長

おひとりですよ。女の人ひとりで。男の人ですか、譲受人さんって。失礼しました。

○事務局難波

耕作者は一応譲受人さんとそのお子さんの2人でされるようで、主たる農業者の方が2人で出されております。

○石原会長

わかりました。その他何かございますか。

じゃあないようですので、ご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして5-31に参ります。信宮委員説明願います。

○信宮委員

それでは5-31について、信宮が説明させていただきます。

土地の所在地	鶴海 大坂 3447	登記地目現況地目共に田	登記面積 871㎡
	鶴海 宮坂 3700	登記地目現況地目共に畑	登記面積 228㎡
	鶴海 宮坂 3701	登記地目現況地目共に畑	登記面積 175㎡
	鶴海 宮坂 3735	登記地目現況地目共に畑	登記面積 82㎡
	鶴海 鴻ノ鼻 3880	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,598㎡
譲受人	鶴海▲▲▲▲番地▲▲	●● ●●	▲▲歳
譲渡人	瀬戸内市長船町服部▲▲▲番地▲▲	●●● ●	▲▲歳
譲受理由	新規就農		
譲渡理由	耕作不便		
家族数	1		

家族数は1となっていますが、これは耕作者さんが1ということで、奥さんと子どもさんがおられるということです。それで、地図の方をご覧いただきたいと思います。5ページの方です。この地図の一番上のところに、三日月型の色がかかった小さいのがあると思いますけど、この右側が鶴海へ久々井の方から入ってきての信号のあるところなんです。これはあの、県道の備前牛窓39号線のところなんです。信号のところですね、ここのところから南方向、南東方向へ500mから800mぐらいの場所です。この譲受人さんは京都の方から移住されてきて、今年の春に家を購入されております。家はですね、この信号のところから右の方へ、クラレの会社とかブルーラインの方へ行くところです。海の、海岸縁に道路があります、その少し行ったところに、2、300m行ったところに、デイサービスをされとったところがあって、そこが辞められて、空き家になっておったところを購入されております。奥さんはそこでカフェをされると。ご主人さんの方は合気道を教えておられまして、今度鶴海でも合気道を教えたいということのようです。その関係でですね、譲渡人さんのお父さんが大工さんをされておられまして、その職場が空いておりまして、そこを借りて合気道をやろうかということで、譲渡人さんと会われて、話が進んで。譲渡人さんは警察官でありまして、現在も警察の方へ行っておられるんですけど、学校を卒業してからずっと鶴海に住んでいらっしやいませんし、農業もされていないということで、どうしようかなと思っとなつたところで、今度職場を貸してほしいということで来られて、農業をしたいという

ような話があって、話が進んだようです。この譲受人さんは今度、田では米を作るとか、奥さんがカフェをすることで小麦を使ってお菓子を作るという、そういう風な希望があるとして、米とか小麦を作られるという。それから小さい畑の方は、野菜とかそういったものを作られるということで。大体自宅からは1km程度のところであります。説明の方は以上です。よろしくお願いします。

○石原会長

それでは事務局の方から調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第20号 受付番号5-31 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは5-31につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

鶴海の方は信宮さん、外からの方が入ってきていただいて賑やかですね。

ありませんか何か。

○櫻本委員

新規就農ということなんで、農機具等はどういう風にされるか、その辺りをちょっと教えてください。

○信宮委員

この地図の方を見ていただきますと、鶴海3880のところ、これが田なんですけど、この隣におられる、おられるじゃないか、耕作されている●●さんという方が協力者として、農機具等がないんで、トラクターとかコンバインとかを貸してあげるといえるのか、共同でされるということで大体話がまとまっておられるようです。

○石原会長

よろしいですか櫻本委員。他にはなさそうですかね。

それでは5-31、ご判断ください。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-32に参ります。兼光委員説明願います。

○兼光委員

それでは11番が5-32について説明いたします。

土地の所在地	吉永町福満 高田 478-2	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	170㎡
譲受人	吉永町福満▲▲▲番地▲	●●	●●	▲▲	歳	
譲渡人	吉永町福満▲▲▲番地	●●	●●	▲▲	歳	
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	2,360㎡					
家族数	2					

それでは地図の方で、土地の所在地ですが、県道96号線の近くにあり、赤く印がついたところが土地なんです、その上が譲渡人の宅地、自宅があり、その土地の下側が譲受人さんの自宅があり、土地が隣接しているため、耕作管理には問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第20号 受付番号5-32 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

5-31について、ご質問ご意見頂戴いたします。

なさそうですね。じゃあご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、じゃあ許可といたします。全員です。

3ページをお開きください。議案第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につきまして、受付番号5-2、吉形委員説明願います。

○吉形委員

5-2を説明いたします。

土地の所在地 香登本 高橋 593-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 313㎡

申請人 香登本▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

転用目的 倉庫1棟

施設の概要 倉庫 1棟 120.00㎡

農地区分 3種

よろしくお願いします。

○石原会長

事務局補足説明願います。

○事務局難波

議案第21号 受付番号5-2 4条転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地がありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど吉形委員からご説明のあったとおり、申請人の倉庫ということですので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は当該施設をすでに、建設を終えており、農地転用の手続きを失念していたことから、顛末書を添えて申請されております。また、必要な資金については先の理由から予定をしておりません。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は倉庫1棟のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは5-2につきまして、皆様方からご質問ご意見頂戴いたします。

ちなみに顛末書の文面はどのような感じですか。読み上げてみてください。

○事務局難波

では代読いたします。

顛末書 令和5年8月10日 備前市農業委員会会長宛て

備前市香登本字高橋593番1の土地に祖父の●●●●が昭和49年9月24日に住宅兼倉庫の建築許可を取り建物を建築しました。本人が死亡しているため当時に農地転用の手続きをした許可書がないため土地の登記簿の地目が田で残っていることがわかりました。建築か

ら現在まで農地法の手続きが出来ていなかったため今回手続きをして宅地に変更します。
長い間申請の手続きが出来ていなかったことをお詫び申し上げます。以後、十分注意を致しますので宜しくお願い致します。

申請人 住所 備前市香登本▲▲▲番地▲ 氏名 ●●●●

○石原会長

ありがとうございます。以上の内容でありました。何かご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○大饗委員

農地転用をしてなかったというのが、ご自分で気付かれてご自分で顛末書を出されたという体なんですか。

○事務局難波

背景としましては、こちらの申請人様が第三者様にこの土地をお渡ししようとしたところ、登記地目の方が田のままであって、これは転用ができてないなというところで判明したということでもあります。通常であれば引渡しは5条で、第三者様に5条転用を出していただくところなのですが、今回被相続人の申請人様がいらっしゃったので、4条の転用申請を出していただいて、お父様がされてたことではあるんですが顛末書を添えていただいて、違法転用の申請ができていない状態を適正に転用していただいてから第三者様に引き渡すという風なことなので、その背景がということであればそういうことでもあります。

○大饗委員

その土地を売ろうとして気が付いたということなんですね。わかりました。

○事務局難波

そうです。

○石原会長

じゃあ他にありませんか。

なさそうですので5-2についてご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-3に参ります。引き続き吉形委員説明願います。

○吉形委員

土地の所在地 香登本 柿木田 594-8 登記地目現況地目共に田 登記面積 5.8㎡
申請人 香登本▲▲▲番地▲ ● ●● ▲▲歳
転用目的 倉庫敷地
施設の概要 その他 5.80㎡
農地区分 3種
以上です。よろしくお願いします。

○石原会長

事務局補足説明願います。

○事務局難波

議案第21号 受付番号5-3 4条転用申請でございます。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど吉形委員からご説明のあったとおり、申請人の倉庫敷地ということありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は当該施設をすでに、建設、工作物の設置を終えておりますが、農地転用の手続きを失念していたことから、顛末書を添えて申請されております。また、必要な資金については先の理由から予定をしております。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は倉庫敷地のその他(電柱1本)のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは5-3、ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○櫻本委員

これも無断転用ということですか。

○事務局難波

はい、こちらも農地法の手続きが適正にとられておらず、許可未決の転用ということで、顛末書の方を先程と同様に提出いただいております。

○櫻本委員

資料として顛末書の写しを、コピーを添付していただきたい。

○石原会長

今までは全部資料としてね、顛末書を付けてました。

○櫻本委員

それをやってください。

○事務局難波

はい。では事務局が代読させていただきます。

顛末書 令和5年8月10日 備前市農業委員会会長宛て

備前市香登本字柿木田594番の土地は、昭和52年7月5日に分筆で3筆になった敷地で真ん中の土地は備前市の道路になり分断された土地です。農地で使用するには面積が狭くて耕作が出来なかったため農業用の宅地で埋め立てました。当時、所有者の父親が死亡しているため農地法の手続きが出来ているか分からないため今回手続きをして宅地に変更します。当時から現在の間申請の手続きが出来ていなかったことをお詫び申し上げます。以後、十分注意を致しますので宜しくお願い致します。

申請人 住所 備前市香登本▲▲▲番地▲ 氏名 ● ●●

先程櫻本委員にあった通り顛末書の方が添付できていなかったこと、申し訳ありませんでした。今後注意の方させていただきます。

○石原会長

では今後資料として、今後農業委員会の資料として添付しといてください。

はい、じゃあご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-4に参ります。頓宮委員説明願います。

○頓宮委員

議案21号 5-4、頓宮が説明させていただきます。

土地の所在地 吉永町吉永中 枕畑 469-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 369㎡

	吉永町吉永中 枕畑 470-4	登記地目田	現況地目畑	登記面積 12㎡
申請人	吉永町南方▲▲▲番地▲	●●	●●	▲▲歳
転用目的	露天駐車場（事業用）			
施設の概要	駐車場	381.00㎡		
農地区分	3種			

現地としましては、地図の方8ページ。吉永病院の県道赤穂線になります。地図で赤い枠がしてあるところが現地です。その反対側、神根の方の北側に、現状申請人様が食料品の店舗を構えております。もうひとつその横に店舗がありまして、その店舗で昨年から飲食ができるようになったため、車が長時間滞留するため駐車場のスペースが不足ということで、こちら本人所有の土地を駐車場にしたいという申し出で申請をされております。

審議の方よろしくをお願いします。

○石原会長

事務局補足説明願います。

○事務局難波

議案第21号 受付番号5-4 4条転用申請でございます。

まず農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね300メートル以内にある農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど頓宮委員からご説明のあったとおり、申請人の露天駐車場ということでもありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金（▲▲▲万円）でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、R5年12月末完了予定となっております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

5-4につきまして、ご質問ご意見を頂戴いたします。

○高取委員

本日の資料の10ページですかね。ここに図面がでておりますけれども、左端の方に倉庫建築とありますが、これは既存の倉庫ですか。それとも倉庫を建てるんですか。

○頓宮委員

この地図のことを言ってらっしゃるんですよね。裏側の。これは建設予定ということですよ。

○事務局難波

こちらは既設ではなくて、現地も確認したんですが建ってはおりません。なので予定ということだと思います。

○高取委員

駐車場だけじゃないということですね。予定というのは将来的な予定ということで解釈すりゃいいんですか。今回の転用とこの倉庫の建築は関係がないと。

○石原会長

今回たまたま予定を書いたんじゃないけど、勢いで。本案件は駐車場のみで、倉庫とは関係ないわけですよね。この議案については。だからこの、高取さんの仰るように、今後予定はあるんじゃないけど、本案件とは関係がないということでしょう。

○高取委員

それから農地ですので、周辺に農道、県道、市道ありますが、農地自体に盛土するか、そういう計画はあるんですか。それと、それから表面の仕上げ、アスファルトか砂利か、その辺がわかれば。

○頓宮委員

現状は砂利、というか現状そのものも道路と水平状態のところになっとなりますので、盛土する予定はないように聞いております。

○石原会長

表面の仕上げっていうのはお聞きしてますか。

○頓宮委員

いや、表現の仕上げの方もおそらくそのままのように聞いておりますけれども。

○事務局難波

金額からすると、アスファルト舗装はおそらく行われたいという風に思います。金額が読み上げたときに▲▲▲万円ということで、たぶん面積的に厳しいかなと思います。

○石原会長

▲▲▲万円じゃあ草加さん、アスファルト舗装とかはできませんか。

○草加委員

要はこの申請に倉庫のようなものを書いて、受け付けた方が悪いんです。

○石原会長

倉庫の問題は僕が今言うたように。

○草加委員

それが更地だということですから、それについてはわかりません。アスファルトも敷きません言いよるんですから、ちょっと見当もつきません。

○石原会長

その事業費▲▲▲万というのは、どういう使途なんですか。転用はもうされとるんですか。

○事務局難波

果樹の方は植わってます、樹の方が。それで必要資金、自己資金▲▲▲万円に対して、予定が造成費▲▲▲万という風に出てますので、それがちょっと何を指しとるかはすみません、聞き取りを行っております。

○石原会長

ということは頓宮委員、ここはそのままご利用なさるといふ。だったら造成費100万といふのは先走りですね。

○頓宮委員

おそらくその▲▲▲万というのは、倉庫を将来的に建設することがあるかもしれないという意味で、そういう▲▲▲万を出しとるんじゃないかなと思います。現状は今あの、樹木が植わっておりますので、それを撤去するのもご自分がされるんだろーと思いますので。まあ結構な樹齢の年数のものが植わっております。

○石原会長

そっちの方かもしれませんね。倉庫の▲▲▲万というのはちょっと、あれじゃもんね。ましてやこの案件は倉庫は関係ないわけじゃから。駐車場のみでここは挙がるとる、議案は。だからその▲▲▲万というのは、今頓宮委員が仰った、樹木を撤去したりすることも含めての造成という意味ですかね。

○頓宮委員

おそらくそう思います。

○石原会長

そう解釈していいんじゃないんですか。高取さん。

○高取委員

写真はあるのかな。

○事務局難波

はい、現地は。タブレットにお配りしましょうか。見たいんであればお配りしますけど。見ますか。

○高取委員

田で出とるんですよね、現況は。

○事務局難波

はい、現況は。木も植わっておりますし。

○石原会長

で、これは登記のところを変えるわけでしょう。だから間違いない。あんまり疑義をかけて、既に転用しとるんじゃないかというのはいかがなものかなと思います。まあそういうことで、計上▲▲▲万というのは造成費という名目で計算されているということで。

ではご判断いただきましょうか。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

4ページに参りましょう。

○大饗委員

前の件で質問し忘れたんですけどいいでしょうか。5-2。質問ちょっと、自分の方であったんで質問したいんですけど。ああ、決議に関係することじゃないです。

○石原会長

そしたら決議に、許認可に関係しないことは一番最後をお願いします。ちょっと多いも

んで、気持ちが焦っとるんです。ここに待ち構えてくれとりますんで。はい、じゃあ次に行きます。じゃああの大饗さん、一番最後にしようかね。

4ページに参ります。議案第22号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、5-25、今協委員説明願います。

○今協委員

それでは9番の今協が、5-25について説明いたします。

土地の所在地	佐山 外輪道上 4646-1	登記地目畑	現況地目田	登記面積	118㎡
譲受人	倉敷市福田町古新田▲▲▲▲番地	●● ●●	▲▲歳		
譲渡人	佐山▲▲▲▲番地	●● ●●	▲▲歳		
転用目的	進入路				
施設の概要	進入路			118.00㎡	
農地区分	2種				

地図の9ページを見ていただけますでしょうか。主要地方道備前牛窓線39号ですが、その道路に佐山西という市営バスの駐車場があります。その北にはフルーツパークがありまして、ブドウを出荷しとられます。その南側約200mほど行ったら4646-1という土地があります。この赤い枠の右側にはお家が建っております。この譲受人さんのお姉様がこの住居を建てられて、建てられたのがもう40年ぐらい経っておりますでしょうか。そのときに進入路だけ譲渡人さんからお借りしておられたそうです。それでもう●●さんと言われる譲受人さんのお姉様が、この度施設に入られて、もうあとは妹の譲受人さんに面倒を見てもらおうということで、それでしたら今までこの●●さんからお借りしとった土地を譲り受けるということで今回話がまとまったそうです。

ということでありますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いします。

○石原会長

それでは事務局のほうから補足説明願います。

○事務局難波

議案第22号 受付番号5-25 5条所有権移転でございます。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地がありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど今協委員からご説明のあったとおり、申請人の進入路のためということでありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、予定をしていないとのことから、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は進入路のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営

農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

はい、5-25、ご質問ご意見頂戴いたします。

資力予定なしということは、これは。

○事務局難波

アスファルト舗装等はしないということですね。

○石原会長

なるほど。特に何かありますか皆さん。

じゃあなさそうですので、5-25、ご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-26に参ります。山本委員説明願います。

○山本委員

19番山本が、議案第22号 5-26について説明いたします。

土地の所在地 伊部 馬場川南 2634-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,209㎡

伊部 馬場川南 2648 登記地目現況地目共に田 登記面積 892㎡

譲受人 東片上126番地 備前市

譲渡人 浦伊部▲▲▲番地▲ ●●● ▲▲歳 (1筆)

神奈川県平塚市御殿▲丁目▲▲番▲▲号 ●●● ●● ▲▲歳 (1筆)

転用目的 教育施設

施設の概要 教育施設 2,101㎡

農地区分 3種

地図をご覧ください。10ページです。2634-1は備前中学校グラウンドのところの殿土井橋から約2～300mくらいのところにあると思います。それからもう一つ、2648は磯上線の●●家の宅地からそこに橋が架かってます、それを渡ると100mか150mのところにあります。以上です。

○石原会長

ありがとうございます。地図も言ってくださったんね。

ここから今度はいよいよ佳境に入っていきますから、皆さん。それから物凄く案件が多いので、皆さんへのお願いですけれども、一人一問。その、こちらからの担当者に対して満足できない答えであれば、加えて質問することができますけれども、そこからあれやこれや派生していただくとちょっと案件が非常に多いので、一人一問ということにさせてください。よろしくお願いいたします。じゃあここからは一応事務局に振りますかね。お願いいたします。

○事務局難波

議案第22号 受付番号5-26 5条所有権移転です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地がありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、申請人の教育施設ということでありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金（▲億▲▲万▲千円）でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係がありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は教育施設用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。該当地の北側には、備前中学校、伊部認定こども園があり、市内でも教育施設が多く集まるエリアとなっています。これまでも、こども園の南側土地を、こども広場等の用途として取得しており、また、小中一貫校の議論もされていることから、該当地周辺は、ますます教育・子育て関係の中心となることが期待されていることから整備を行うことです。なお、許可後着工、R7年度末完了予定という風に伺っております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは5-26、説明いただきました。ご質問があれば頂戴いたします。

○櫻本委員

目的は教育施設ということになっておりますが、この2筆で教育施設を拵えるんですか。それか、例えば、これ以外は農地じゃないということですか。それでもしこちら一帯が農地だったら、所有権移転の途上かもわからんですけど、それができてしまってからこの申請をされたらいかがでしょうかという思いです。

○石原会長

一旦整理しますと、これだけのもので教育施設はおそらくできないでしょうと。当然今後この周辺の農地は教育施設として。

○櫻本委員

その度に申請出されたら、また説明者が来られて、説明されるんですか。そういう無駄なことせんと、すべて備前市の土地になってから申請されたいかがでしようかという意見です。

○石原会長

はい、そうですね。その手法ですよ。こういう風にして一々挙がってきたものを農業委員会で許認可してもらうんか、そのあたりどうしましょうか。担当課の。許認可の仕方も含めて。

○事務局岡村

いや、許認可というよりも要するに取得のタイミング。

○石原会長

議案をこうやって挙げてくるのを一回で終わらせる、それがいいんじゃないかと。提案ですよ。

○武内委員

用地が準備できてその都度その都度申請されたんじゃあ、ずっとこれやらにゃあいけんのですか。

○石原会長

じゃあもういいですか。担当課からお願いいたしましょう。

○土地住宅政策課 谷崎

失礼いたします。私土地住宅政策課の谷崎と申します。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。今いただきました櫻本委員さんのご発言についてですけれども、担当課としては非常にありがたいご意見なんですけれども、ただ私共が一件一件ご説明に伺っていく中で、皆様一律に同じ日に買収なりはできないものですから、各月の中でまとめて、今回は農業委員さんの方へお諮りした次第なんです。農業委員会の事務局さんの方からこれをまとめてということができるのであれば私共はありがたいんですが、そうすると逆に地権者様の方に許可をお出しいただいて、それからまあ下世話な話なんですけど買収金額等をお支払いするとなったら遅れ遅れになるものですから、できるものでし

たら申し訳ないんですけど毎月まとめた中でご審議をいただけたらというのが私共の意見でございます。

○石原会長

では審議の仕方、今の答えに対して櫻本委員、そういう事情もあるんだということは。

○櫻本委員

その事情はよくわからなかった、要するに転用が済んでから用地代は支払うという、そういうシステムにしとるんですか。

○土地住宅政策課 谷崎

転用後、登記の方の手続きが終わり、その後にお支払いということになっております。

○櫻本委員

なるほどわかりました。そういうことだったら所有者が1年とか待つというのもおかしいですからね。

○石原会長

そういう契約じゃったらね。前の方の人はもうできとんのに貰えれんということになりますよね。そういう事情があるということです。

○高取委員

あの、教育施設いうて、訳のわからん表現ですけど、青写真はできとんですか。

○土地住宅政策課 谷崎

青写真というて、くっきりとした青写真はできておりません。ただ今現在で私の方で考えておるのが、まずグラウンド、小中一貫を考えておりますのでグラウンドが必要であるなということで、今考えております。

○高取委員

この図面見たら、今日配った図面ですけども、1件穴空いとりますよね。はっきり言うて。グラウンドができるんですか、これで。それと、やっぱりあの農業委員会で議案を出す場合にはある程度の構想図いうんか、この辺の土地をひっくるめて市が購入してこういう計画を予定しておりますという話をしてもらわにゃあ、これだけじゃもう審議しても僕じゃったら賛成できんですね。以上終わり、よろしいです。

○石原会長

まあ、そういうご批判の意見があったということでもあります。ご質問は今の中にはなかったですね。ご意見はあったけど。ああひとつはあったんじゃ、疑問は。グラウンドが今言ってた、離れたというのはどういう意味。さっきの質問の。高取委員、離れたところでグラウンドはできないですねと、そんな言い方を仰ったが、その離れたというのはどういう意味。

○高取委員

今日配った図面で、赤枠で囲んだ位置ですよ。何のグラウンドを作るんかですよ。ゲートボールでもするのかなと思うけど。今櫻本さんが言ったように、この辺一帯を買収して、総合的な施設を作るいうんならまだわかるけど。この図面だけ見せられても教育施設じゃってわからんですね誰も。

○土地住宅政策課 谷崎

今回私共が挙げさせていただいたとる案件というのが、いわゆる買収が可能になった案件を挙げさせていただいたとるので、皆様委員さんの方では歯抜けになったような状態の申請になっとなるかと思います。本来は事務局の方から説明があると思うんですけど、今回市の方で開発を行っておりますのが、6事業を考えております。教育施設であるとか、商業施設であるとか、それから公園施設であるとか、あとは住宅用地の施設であるとか、多目的広場であるとか。この後にまた皆様にご審議いただくんですが、こういった施設別に事業の方を展開しております。特に今回の案件につきましては、見ていただくとる地図の中ではほぼ全体が教育施設のエリアになっております。ですからそのエリアの中で今回2筆の審議をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石原会長

いいですか、今の答えで。これでグラウンドやこができりゃせんのは当然わかりきって言うとなんじゃけど。もっとはっきりわかるようなのを出示してくださいということですね。

○高取委員

以前吉永町の企業団地、工業団地かな、あのときも、何も白紙で審議しとります。実際造成して、団地を作るにしても、ある程度の青写真は出さんことには審議の対象にならんと思うんですね。僕があるとき言ったんが、何で急ぐんならっていうことを質問したと思うんです。ある程度極まってから農業委員会に提出すりゃええんじゃねんかなと思ったんですけど、まあ農振除外してから急ぐというような回答で、そこでまあ止めたんですけど、要するに市がする事業に対しては完璧な資料がなくても議案として挙げることはできると、受け付けると、いう風に解釈すりゃええんですかね。

○石原会長

すいません一つの議案でいらんこと言うてしまつて。喧嘩になってきよりますから。もう話がずれていきよりますから。それで止めましょう。とりあえず、直近の教育施設とは何ぞやというここに挙がってきとる案件については、言えることがグラウンド建設やと、とりあえずははっきり目指しているとだけいうことは言えるんですね。そのぐらいだそうです、高取委員。他はありますか。

○友光委員

所有者の方が10人なら10人おまして、このケースでしたらおふたりだけ先に農転の許可を得て、所有権移転も先に行うということですか。もしくはあと8人の方が売らない言われたらこの計画はどうなるんですか。農転する許可だけ受けといて、所有権移転をするのは皆さんの同意を得てからするのが一番ベターかなという個人的な。私も個人的な意見で。せやから所有者の方が10人おられて、2人の案件だけ先にするんじやのうて、2人の農転の許可だけを得といて、所有権移転は10人まとめてするのがいいかなと思うんですけど、まあなかなかそうはいかないと思うんですけど。ですから今万が一所有権移転されとって、後の8人がやめた、わしは売らんわいと言われたらもうその土地が死んだ土地になると思うんです。ほんでまた市役所の負の遺産が増えるだけで、と個人的にですけど不安が。すみません。

○石原会長

友光委員のご提案ということで、危惧はなさってますけれども。

○土地住宅政策課 谷崎

貴重なご意見ありがとうございます。個人的にもその点は不安を感じます。ただ私共は市の職員として、この事業を展開することは一番得策であると思って邁進させていただいております。ですので、お一人お一人の方に誠心誠意気持ちをもって土地の方の購入にあたらせていただいておりますので、10人の方のうち8人が反対されるようなことは今現在想像されませんし、反対の方がおられても足繁に出向いてご協力の方をお願いしたいと考えて歩んでおりますのでよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは返答でした。

○草加委員

いろいろご意見聞かせていただきました。私も同じ意見でございます、言われとること。例えばの話で、今36筆、34筆ぐらいか、ございますけど、面積として少なくとも半分以上くらいの承認はいただいた時点で出していただきたいような気もいたします。それで言う

話が、これが不成立、売らないという人が出てきたらどうするんですかと言うたら不安ですと。こんなに失礼な答えはないと思います、不安ですって。得策はあるんですかって、全く得策何にもないんだと思うんですけど。言えばきりがないんですけども、最終的には県に行くわけです。県が、こういうものでよろしいかということで、懇願すればよろしいということで認可は出るんでしょうけれども、当農業委員会、我々は、我々主導でやっていきたいという、そんな思いがいたします。賛同しないんじゃないんです。する時期が来ればできると思いますんで、その辺のところのどうも動きがちょっと我々には見えないという風に思います。以上です。

○石原会長

はい、今のご意見として。

○土地住宅政策課 谷崎

ありがとうございます。私個人の意見を申し上げて、不快な思いをさせて申し訳ありませんでした。私共は市としまして今回のこの案件について、非常に内容的には発展をする非常にいい案件ではないかなと考えています。事業的に筆数云々かんぬんというのもございますが、この事業を進めていく中でより備前市がよくなるのではないかという風に自負しておりますので、是非とも委員の皆様のご賛同をいただきまして、ご協力いただけたらと思っております。以上です。

○森安委員

すみません、友光委員と草加委員と似たようなところの。ちゃんと取得していけるのかってところは、ご不安ある通り私も不安。真ん中の人が例えばごねて、金額上げるのにごねて、なかなかうんと言わなかったときに、ポコッと真ん中が空いた状態でグラウンドが本当にできるのかなっていうの、先にここで通してしまっただけに、うまく進むのかなっていうのがちょっと気になったのと、グラウンドって言ってもなんのグラウンドなんかなど。久々井の方にもいいグラウンドがあるのに、そこをもうちょっと利用できないのかなど。そういう意味では全然SDGs的ではないなと感じるんですけど。あと、これだけ人間が減ってきている中でこういう箱ものというか、そういうものができたからといって本当に人が増えるのかなというのが正直感じて。農業委員会でそれを語る話ではないのかもしれませんが、私別のところでこれを聞きたいなと思うんですけど。ちょっと案件からは外れてしまいますけれど。ただやっぱり皆さん委員が感じてるのは、13ページの地図の中の教育施設って書かれてて、ここを取得しますよという形で提出していただいているんだろうと思うんですけど、今回の中で、その中でも左と右みたいな土地を今回は取得できますというところで、転用の申請を挙げられてるけれど、歯抜けのところではやっぱり各委員さんも不安だろうし、それがなかなかうんと言いつらいのかなという風には感じました。

○石原会長

はい、ご意見として。担当課が答えます。

○土地住宅政策課 谷崎

教育施設、先程も申し上げたんですけども、6施設を今回事業として展開させていただくんですけども、その中ではグラウンドの整備を今回やらせていただくんですが、久々井のグラウンドとの違いというのは、いわゆる学園都市、大きく言っちゃうと学園都市みたいに、小中一貫校を成していく上での、まあそういったグラウンドを整備していかにはあならのかなと思っております。それから歯抜け状態の云々かんぬんにつきましては、先程も申し上げましたので割愛させていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○石原会長

はい、それではとりあえず今日挙がってきている案件で山本委員が説明してくださった5-26、この案件につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

何名ですか。

○事務局難波

7名です。

○石原会長

7名ですか。それで農業委員さんが14名。どうでしょう。私に賭かっとなるのかな。14というのは私も含めてやな。

○武内委員

もうちょっとお願いしたら。さっき言ったように、転用が整わんと支払いができんという辺りをもうちょっと皆様にわかりやすくというか、お願いしてみたらいかがですか。

○石原会長

こういう手法を何故取っとなるかということをね、わかりやすく説明してあげて。

○土地住宅政策課 谷崎

私共の農地転用というのが、委員さんもお承知の通り、農地を守る上での農業委員会と

というのがございます。その中で今回挙げさせていただいている農地というのが、宅地として成していく上で、転用する上で必要になるということをご審議いただくために農業委員会を開いているかと思うんですけれども、その中で今回挙げさせていただいている農地につきましても、人口減をどれだけ止められるか、そして備前市の発展がどれだけできるかという意味で、この浦伊部地区のこの造成事業を考えています。今までこの備前市の中で、これだけの大きい規模の中でこの開発を行っていくというのは、本当に何十年前のことになるかと思うぐらいしておりません。是非ここですね、皆様のお力をいただきまして、農地の転用、逆に言えば農地を潰すような形にはなるかと思うんですけど、それを潰してもこういう施設が、このあと出ますけれども住宅用地ができたりであるとか、それからそういう商業施設ができて、そして皆さん潤ってですね、若い世代のお子さんや家庭が住宅をここで、住んでみたいなとか、こういった住宅と併用してグラウンドがあって、それから公園ができたりとか、そういった内容がですね、夢を描けるようなですね、今回こういう整備を行っております。ひとつひとつ照らし合わたときに、皆様が仰られることも重々承知しております。歯抜けになった農地はどうなるかですとか、事業はできるんだろうか、それはもうご意見としてごもっともではございますが、まずもってですね、これからの備前市をどれだけ活性化して発展させていくか、そのなかの礎としてこの浦伊部の、浦北、浦南ですかね、の農地で展開させていただけたらと思います。これが実際の所じゃあ変わってしまったときに、あの農地の現況は皆様ご存じだと思います。雑草だらけで、地権者の方に聞けば鳥獣等の被害に遭われて農作できない状況、そういったなかで新たな息吹を与えてあげられるというのは、やはり今ここでやるべきことではないかと私は思いますので、ぜひ農地を活かすためにですね、ご賛同いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○石原会長

もう一度谷崎君の方から説明がありましたけれども。ではもう一度採決いたします。二回も三回もやらのじゃけど。谷崎君の言いたいことはよくわかりました。もう一度採って次の5-27に移ります。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局難波

6名です。

○石原会長

6か。少なくなっただんな。谷崎君が力説すればするほど下がっちゃうのは不思議な感じですね。ということで、手が挙がらなかったこと、ちょっとだけ聞かせてください。兼光さん挙げてなかったですよ。じゃあちょっと手短に。

○兼光委員

私挙げてましたよ。

○石原会長

ああ、挙げてくださってた。今協委員は挙がってなかったね。それはどうしてかいうのをちょこっとだけ、短く。

○今協委員

まあ、ご意見聞かせていただいて。そりゃあ教育施設は重要です。で、飛び地も市としては自信を持っておられるんでしょう。飛び地であっても反対される、そんなことはなかろうと。やるんだと。既に構想がこの辺わかつとることを教えてもらったら、もうちょっと考えられるんですけど。この今言われた2つだけで教育施設を作ると、もうちょっと詳しい、この辺まではやるんだというのが聞きたいです。以上です。

○石原会長

今現状では14名のうち6名でした。ということは許可については可にならないです。

じゃあちょっとね、もう少し資料提供をしていただいて判断していただいた方がもっと。全体像だけは持ってますんで、それをちょっと印刷してきますんで。お時間ください。

○幡上委員

半世紀前の区画整理の残骸なんですか。

○石原会長

そうね、今幡上君が。構想が今まであったんやけど、止まっちゃって。ガーっと引っ張ってきて、頓挫したんですよね。それでここら辺りに至った経緯、それを皆さんに聞いていただいた方がいいかもしれない。資料が来るまで一旦中断いたします。

(資料準備後)

○石原会長

議会を再開いたします。お席にお戻りください。先ほどから皆さん、ご意見を頂戴して。こういう絵もはっきりとはしてなかったんですよね。それで今ここに、大体の地図が出されておりますけれども、さっきも教育施設のところで深掘りを、質問を皆さんしていただいたことに関して、担当課もこうこうだとグラウンドは言えましたが、まだまだ他のゾーンについてもなかなか言うところがあると思うんです。その辺りちょっと谷崎君に渡しますので。

○土地住宅政策課 谷崎

私共の方で会を開くにあたり、今回お渡しいたしました計画平面図を事前にお渡しできなかったこと、お詫び申し上げます。今更ながらではございますがもう一度説明の方だけさせていただきますと、お手元に計画平面図というものが届いているかと思うんですけれども、この度説明させていただいた一番左側が教育施設、そして真ん中が商業施設、そして右が公園施設、黄色の部分が仮称ですが西分譲地、それから伊坂川から真ん中の部分が東分譲地、そして一番東側にあります多目的広場、この6事業で今回の造成を考えております。今回の発端というのが、本来昭和時代の頃に浦伊部の地区では区画整理事業というのが市の方で行っておりました。その事業の中でいろいろ問題がありまして、塩漬けといった状況が続いておりましたが、ここ近年においてそれを解除しまして、新たにここの整備事業を行っていきましようということで。お手元の資料の、ちょっと見づらいんですけど左側の赤い線からずっと新しく骨格道路、いわゆる道を作る整備事業を行えるように、昨年、一昨年ぐらいから地区の地権者の方々にお集まりいただきまして、ご説明の方をして参っております。この東側の、いわゆるクリーンセンターのリサイクルの辺ですけども、そこから伊坂川までを今年度11月の工事の事業の方に取り掛かるという風に聞いております。そして伊坂川から東側の道につきましては、来年度事業の中で進めていくというような形で今事業計画を行っております。この度農業委員さんの方にお諮りいただいているのがこの道と兼ね合わせまして、この地域についても市の方ですべて買収させていただいて、よりこの骨格道路を有効活用して新たな地域の発展をということで挙げさせていただいております。今回の申請につきましても、各エリアにおいては委員さんの方からもご意見いただきましたけれども、筆数の少ないエリアもあればある程度固まった筆数のところもございます。これについては私共の方の知見のなかで、買収等のご賛同をいただけた方々を月々取りまとめた中で計上させていただいたというのが現状でございます。委員さんとすれば、ある程度こういった施設づくりをするのであればある程度固まった方々が申請をされたならまだ委員としての配慮の中で動けるんじゃないかというご指導もいただいたんですけれども、私共の考えとしてこのような形でやったら、特に教育施設に関しては目に余るものがあつたんだろうと思っております。事業内容につきましてはこういった形で浦南の地域の方々との骨格道路や事業説明等行って進めておりますので是非ともその周辺地域の施設についてもご賛同いただけたらと思います。

○石原会長

この区画道路の方は先行していかんやいけんのでしょう。特にこの2648とか2634-1は教育の関係の方は掛かってますよね、この道路に。若干端っこの方が掛かってません。これは明らかに掛かるとし。ちょっと櫻本委員、先程の話の中で何かちょっとあれば。

○櫻本委員

漠然とした計画なんで、ある程度もうちょっとわかればいいかなあと思いながら意見をさっき言わせてもらったんですけど、転用まで辿り着かにや用地代の支払いができない、地権者にとっては大変なことなので、まあそういう意味をちょっと、ここである程度のゾーンの図面ですけどいただきましたんで、もうちょっと考えてみた方がええと思います。今の状況では農業委員会として判断がなかなかつきにくい議案でありますので、できたらこれを今回は保留ということでもう一回出し直していただくというのを私は思いやるんですけど。いかがでしょうか。

○石原会長

保留いうのは。

○櫻本委員

この議案に関してです。

○石原会長

教育だけですか。あとはじゃあ、分譲地であるとか公園であるとか商業施設であるとか議案挙がತ್ತるんですけど、それは皆様にまた採決させていただいて、でいいんでしょうか。

○櫻本委員

これはある程度の用地が。教育施設みたいなことはないから。議案として今回出されたらいいんじゃないかなと。

○石原会長

ありがとうございます。ということは先程芳しくなかった、芳しくないという語弊がありますけれども、なかなか皆さん内容が把握しきれない状態で今教育施設を、案件についてご判断いただいたんですけども、今のような結果が出ております。この案件を3回も採決するようなことは委員会ではやっちゃいけないことで。しません今日は。ただし、現状今日は教育ゾーンに関しての案件は否決されたんですよ、正直言って。だから、別の形、あるいは月ごとに集計して、先程谷崎君が言われたように、新たにこの2案件も加えた形で、おんなじ案件を出してきてもいけません。今日はこれ否決されましたけど、さらに出していただくという形で皆さんの可否を問うような形だったら遅くなりますか。この2者の契約、お金を払いますいう、お金だけなんかな、ちょっとわかりませんが。いかがでしょう、負担かかることになりますか。

○土地住宅政策課 谷崎

これはあくまでも農業委員で許認可の方をいただかないとどうにもならない話ですの

で、委員さんの方でそういったシーンが必要であれば地権者の方にもその旨をお伝えして行っていこうと思いますので、是非ともご審議をお願いいたします。

○石原会長

ということで、櫻本委員の案として、とりあえずこの教育の案件は否決されました。ただし、再審議は別の形でもって出していただいたら農業委員会としても判断していきますよ、ということを皆様に投げかけたんですけどそれでいいですか。反対意見の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。そのままこの2つだけが出てくるんじゃないで、別に増えた形で、進捗があればですよ、出さしてもらって、そこでまた審議していただくという形でもよろしいでしょうか。じゃあそういうことで次行かせてください。今日はこの教育施設に関しては否決されます。

続きまして、次に進めます。山本委員が担当の5-27、幡上委員と手分けして読んでいくのは大変ですけども、分譲地のゾーンの案件。お願いいたします。

○山本委員

議案第22号、5-27について説明します。

土地の所在地	伊部 馬場川南 2649	登記地目現況地目共に田	登記面積	863㎡
	伊部 馬場川南 2650	登記地目現況地目共に田	登記面積	497㎡
	伊部 馬場川南 2651	登記地目現況地目共に田	登記面積	733㎡
	伊部 馬場川南 2658	登記地目現況地目共に田	登記面積	613㎡
	浦伊部 耕整 222-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	721㎡
	浦伊部 耕整 226	登記地目現況地目共に田	登記面積	717㎡
	浦伊部 耕整 241-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	375㎡
	浦伊部 耕整 242-3	登記地目現況地目共に田	登記面積	80㎡
	浦伊部 耕整 271	登記地目現況地目共に田	登記面積	612㎡
	浦伊部 耕整 272	登記地目現況地目共に田	登記面積	609㎡
	浦伊部 耕整 273	登記地目現況地目共に田	登記面積	571㎡
	浦伊部 耕整 274	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,184㎡
譲受人	東片上126番地	備前市		
譲渡人	浦伊部135番地5	●● ●● 72歳	(伊部2筆、浦伊部1筆)	
	浦伊部314番地	●● ● 83歳	(伊部1筆、浦伊部1筆)	
	浦伊部430番地	●● ● 80歳	(1筆)	
	千葉県船橋市松が岡3丁目58番3号	●● ●● 64歳	(1筆)	
	浦伊部72番地1	●● ● 93歳	(2筆)	
	岡山市東区瀬戸町瀬戸529番地1	●● ●● 63歳	(1筆)	
	岡山市中区古京町1丁目5番23号	●● ●● 69歳	(1筆)	
	浦伊部333番地1	●● ●● 69歳	(1筆)	

転用目的	分譲地	
施設の概要	分譲地	7,575㎡
農地区分	3種	

○石原会長

ありがとうございます。それでは事務局の方からお願いします。

○事務局難波

議案第22号 受付番号5-27 5条所有権移転です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど山本委員、幡上委員からご説明のあったとおり、申請人の分譲地ということでありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金（▲▲▲▲万▲千円）でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は分譲施設用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。事務局補足となりますが、伊部地区では最近でも備前警察署西側に住宅団地が造成されるなど人気エリアとなっております。新設道路と併せて住宅団地を整備することにより、住宅用地がないために近隣の市町に流出する人口を減らし、また教育施設が集まるエリアのため、市外からの子育て世代を中心とした若年者層世帯の流入も期待されることから、整備を行っていくという旨を担当部署より聞いております。なお、許可後、本件についてはR7年度末完了予定という風に聞いております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はいそれでは5-27、今度は分譲地のゾーンについて挙がって参りました。この案件につきまして、ご質問ご意見あれば頂戴します。

特にありませんか。じゃあないようですので皆様方にご判断仰いでもよろしいでしょうか。まあこれも当然教育のところでいろいろ議論をいただきましたけれども、契約が結ばれた方のみが挙がっておるから、こう抜けている状態であるということですよ。もうこれは現実で仕方ありません。その事情は先ほど谷崎君が説明した裏事情もございます。

判断させてもらっていいですか皆さん。じゃあ判断していただきます。5-27につきまして、許可適当と思われる、ご判断なさる委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局難波

8名です。

○石原会長

現段階で8人ということで、許可多数ということで。許可されました。

続きまして6ページ、今度は差し替えの案件でございます。読み上げ大変ですけどよろしくをお願いします。

○幡上委員

2番の幡上が議案22号、番号5-28について説明させていただきます。

土地の所在地	浦伊部 丈太 163-4	登記地目現況地目共に田	登記面積	64m ²
	浦伊部 丈太 163-8	登記地目現況地目共に田	登記面積	110m ²
	浦伊部 丈太 163-12	登記地目現況地目共に田	登記面積	67m ²
	浦伊部 丈太 173	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,063m ²
	浦伊部 丈太 163-16	登記地目現況地目共に田	登記面積	74m ²
	浦伊部 丈太 164-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	182m ²
	浦伊部 丈太 164-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	191m ²
	浦伊部 丈太 164-4	登記地目現況地目共に田	登記面積	157m ²
	浦伊部 丈太 169-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	2,160m ²
	浦伊部 丈太 169-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	81m ²
	浦伊部 山崎 186-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	166m ²

譲受人 東片上126番地 備前市

譲渡人	浦伊部72番地1	●● ●	93歳	(1筆)
	浦伊部134番地	●● ●●	86歳	(1筆)
	伊部521番地1	●● ●●●	82歳	(2筆)
	浦伊部123番地	●● ●●	65歳	(1筆)
	浦伊部85番地1	●● ●●	97歳	(1筆)
	千葉県船橋市松が岡3丁目58番3号	●● ●●	64歳	(1筆)
	浦伊部117番地	●● ●●	81歳	(1筆)
	浦伊部914番地	●● ●●	77歳	(2筆)
	浦伊部124番地1	●● ●●	92歳	(1筆)

転用目的 公園施設

施設の概要 4,149m²

農地区分 3種

○石原会長

今度は公園施設ゾーンについての説明いただきましたけれども。ああ、ごめんなさい。事務局お願いします。

○事務局難波

議案第22号 受付番号5-28 5条所有権移転です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地がありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど幡上委員からご説明のあったとおり、申請人の公園施設ということですので目的については適地であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金（▲▲▲▲万▲千円）でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は公園施設用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、本件については、水辺で子どもたちが遊べる空間を設けるなど、親水公園として整備を計画している旨、担当部署より聞いております。本件については許可後着工、R7年度末完了予定という風に伺っております。以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

事務局の方から概要を説明いただきました。皆様方から何かご質問ご意見あれば頂戴いたします。

特にありませんか。じゃあなさそうですねのでお諮りしてもよろしいか。心残りありませんか。はい、じゃあなさそうですねのでご判断願います。公園施設の4,149㎡の案件につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局難波

9名です。

○石原会長

挙手いただいた方は9名ということで。賛成多数ということで許可といたします。

続きまして7ページ、どんどん行きます。12時超えてますんで。申し訳ありません。5-29につきまして幡上委員またお願いいたします。

○幡上委員

2番の幡上が5-29について説明させていただきます。地図の13ページ、また読み上げさせていただきます。

土地の所在地	浦伊部 丈太 168	登記地目現況地目共に田	登記面積	775㎡
	浦伊部 山崎 185-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	432㎡
	浦伊部 丈太 189	登記地目現況地目共に田	登記面積	864㎡
	浦伊部 丈太 194	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,143㎡
	浦伊部 丈太 196-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	783㎡
	浦伊部 丈太 201	登記地目現況地目共に田	登記面積	677㎡
	浦伊部 丈田 202	登記地目現況地目共に田	登記面積	305㎡
	浦伊部 丈田 203	登記地目現況地目共に田	登記面積	872㎡
	浦伊部 丈田 205	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,422㎡
	浦伊部 耕整 209	登記地目現況地目共に田	登記面積	401㎡
	浦伊部 耕整 210	登記地目現況地目共に田	登記面積	374㎡
	浦伊部 山崎 211	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,040㎡
	浦伊部 耕整 215	登記地目現況地目共に田	登記面積	474㎡
	浦伊部 耕整 216-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	214㎡
	浦伊部 耕整 213	登記地目現況地目共に田	登記面積	530㎡
	浦伊部 耕整 217	登記地目現況地目共に田	登記面積	568㎡
	浦伊部 耕整 218	登記地目現況地目共に田	登記面積	778㎡
	浦伊部 耕整 220-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,033㎡
	浦伊部 耕整 284	登記地目現況地目共に田	登記面積	519㎡
	浦伊部 耕整 283	登記地目現況地目共に田	登記面積	420㎡
	浦伊部 耕整 286	登記地目現況地目共に田	登記面積	540㎡

譲受人

東片上126番地 備前市

譲渡人

岡山市中区古京町1丁目5番23号

●●	●●	69歳 (1筆)
●●	●●	77歳 (2筆)
●●	●●	103歳 (1筆)
●●	●●	95歳 (2筆)
●●	●●	70歳 (2筆)
●●	●●	69歳 (1筆)
●●	●●	66歳 (5筆)
●●	●●	65歳 (1筆)
●●	●●	86歳 (1筆)
●●	●●	72歳 (1筆)
●●	●●	91歳 (2筆)
●●	●	80歳 (2筆)

転用目的

商業施設

施設の概要	商業施設	14,330㎡
農地区分	3種	

○石原会長

それでは事務局の方から補足説明願います。

○事務局難波

議案第22号 受付番号5-29 5条所有権移転です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地がありますので、第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど幡上委員からご説明のあったとおり、申請人の商業施設ということでありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金（▲億▲▲▲▲万▲千円）でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係がありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は商業施設用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、本件については、浦伊部地区においては、つつじが丘をはじめ、多くの住宅団地がありますが、商業施設がないため住人は片上地区か2号線の先にある商業施設まで行く必要があります。国道250号線からアクセス及び分譲地の新設などを総合的に勘案し、該当地の商業施設用地としての整備を行い、地域住民の利便性の向上を図りたい旨を担当部署から聞いております。なお本件については許可後着工、R7年度末完了予定という風に伺っております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは商業施設の案件を説明いただきました。何かこれに対してご質問ご意見あれば頂戴いたします。

特段ありませんか。

○草加委員

この場所の中に太陽光施設があるんですけども、その辺のところはどういうお考えなのかお聞かせください。

○土地住宅政策課 谷崎

既存の太陽光施設についてはそのまま、買収の方はせずに現状のまま置いとくというような計画でございます。

○石原会長

草加委員よろしいですか、今の答えで。

土地の所在地	浦伊部 耕整 372-2	登記地目現況地目共に田	登記面積 538㎡
	浦伊部 細川 383-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 354㎡
	浦伊部 細川 383-2	登記地目現況地目共に田	登記面積 260㎡
	浦伊部 細川 384-1	登記地目田 現況地目原野	登記面積 108㎡
	浦伊部 細川 384-5	登記地目田 現況地目原野	登記面積 39㎡
	浦伊部 耕整 407	登記地目現況地目共に田	登記面積 429㎡
	浦伊部 マケ田 479	登記地目現況地目共に田	登記面積 820㎡
	浦伊部 マケ田 459	登記地目現況地目共に田	登記面積 407㎡
	浦伊部 マケ田 466	登記地目現況地目共に田	登記面積 988㎡
	浦伊部 マケ田 481	登記地目現況地目共に田	登記面積 796㎡
	浦伊部 マケ田 503	登記地目現況地目共に田	登記面積 532㎡
譲受人	東片上126番地 備前市		
譲渡人	浦伊部430番地	●● ●	80歳 (3筆)
	神奈川県平塚市御殿1丁目19番26号	●● ●●	76歳 (2筆)
	浦伊部914番地	●● ●●	49歳 (2筆)
	浦伊部921番地	●● ●●	103歳 (1筆)
	浦伊部129番地2	●● ●●	90歳 (1筆)
	浦伊部135番地5	●● ●●	72歳 (2筆)
転用目的	分譲地		
施設の概要	5,271㎡		
農地区分	3種		

○石原会長

それでは事務局お願いします。

○事務局難波

議案第22号 受付番号5-30 5条所有権移転です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地がありますので、第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど幡上委員からご説明のあったとおり、申請人の分譲地ということですので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金（▲億▲▲▲▲万▲千円）でまか

なう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は商業施設用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、本件については、伊部地区においては最近でも備前警察署西側に住宅団地が造成されるなど人気エリアとなっております。新設道路に併せて住宅団地を整備することにより、住宅用地がないために近隣の市町に流出する人口を減らすこと、また教育施設が集まるエリアのため、市外からの子育て世代を中心とした若者世帯の流入も期待されることから、整備を行っていくという旨を担当部署より聞いております。なお、本件については許可後着工、R7年度末完了予定という風に伺っております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-30、皆様方からご質問ご意見頂戴いたします。

○草加委員

ちょっと気になったんでお尋ねいたします。本日頂いたこの計画平面図で東分譲地（仮称）となっております、その下側、ここに物干しがございますんで、この人たちは会議に入ってはおりませんが、道路の関係でこういう変則的な土地を買っておられるんで、農業者に対しての利用面を市役所としても、そういうことはお考えいただいとるんでしょうか。

○事務局岡村

白地の場所ですか。どういったところ。

○草加委員

その辺です。市役所が閉められたら非常に迷惑。そんなことはないと思いますけども、こちら辺の農地の人が。分かります、言わんとすること。

○事務局難波

そこの買収の関係ですかね。買うか買わないかの。

○草加委員

まだ作られてるところもあるんですよ。買いに入っていないわけだから、残っちゃうわけでしょう。ここは市役所の土地だから通るな、なんてことは言わんでしょうねということ。

○土地住宅政策課 谷崎

失礼します。公共の施設ですので、そういったことはもちろんございません。ご自由にお使いいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○草加委員

その辺のところは十分説明してあげてください。買われないんだからこの辺の人。売りに入ってないんだから。そういうことをちょっと心配しました。

○土地住宅政策課 谷崎

ありがとうございます。

○石原会長

他にはありませんか。ではなさそうですのでお諮りいたします、意義ありませんね。じゃあ今度は分譲地の、東側の分譲地につきましてご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

○事務局難波

9名です。

○石原会長

9名ということで、賛成多数、許可といたします。

次に参りましょう、10ページ。再び幡上委員お願いします。

○幡上委員

2番の幡上が議案22号、番号5-31について説明させていただきます。

土地の所在地	浦伊部 マケ田 471	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,018㎡
	浦伊部 マケ田 504	登記地目現況地目共に田	登記面積	378㎡
	浦伊部 古田 548	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,066㎡
	浦伊部 古田 553	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,432㎡
譲受人	東片上126番地	備前市		
譲渡人	神奈川県平塚市御殿1丁目19番26号	●● ●●	76歳	(2筆)
	岡山市中区古京町1丁目5番23号	●● ●●	69歳	(1筆)
	浦伊部331番地1	●● ●	88歳	(1筆)
転用目的	多目的広場			
施設の概要	多目的広場	3,894㎡		
農地区分	3種			

○石原会長

はい、じゃあ市役所の方補足説明願います。

○事務局難波

議案第22号 受付番号5-31 5条所有権移転です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地がありますので、第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど幡上委員からご説明のあったとおり、申請人の多目的広場ということでありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金（▲億▲▲▲▲万▲千円）でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は多目的広場用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、本件につきましては、バスケットボール、サッカー、ゲートボールなど様々なスポーツを地域の方が行える多目的広場として整備を行います。また災害時には避難場所となるようなものの整備もしたい旨を担当部署から聞いております。本件につきましては許可後着工、R7年度末完了予定という風に伺っております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

多目的広場の概要も併せてご説明いただきました。ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○森安委員

災害時の時に避難場所として使用というのは、ただ広い場所にみんな逃げてくるということだけなんですか。それとも何かここに箱ものを作って休憩できるようにするのかとか、またはそのときの緊急物資みたいなのを備蓄しておくようなあれにしておくのか。どういう形の、災害時に使用される予定ですか。

○石原会長

じゃあ谷崎君、言えるところというか、はっきりしとるところまでお願いします。

○土地住宅政策課 谷崎

えー、災害用の施設ということもいづらか計画の中には盛り込んでおります。災害時における避難場所ということも考えております、どうしても緊急用になりますので車用の駐車場ですとか、平時のときに使える施設を利用した災害用施設、例えば駐輪場とかの片屋根式のものがあつたりするんですけど、そういったところがバリケード状になって避難施設になったりですとか、そういったものを検討というか、予定しております。

○石原会長

森安委員、今の答えでいいですか。はい、他にありませんか。

○草加委員

ちなみにもう全部出たわけですから、疑義も出たところもあるんですけど、予算合計でいくらになりますか。分かれば教えていただけたらと思います。

○土地住宅政策課 岡村

失礼いたします。今年度、令和5年度の土地の取得の予算につきましては、2億7700万の予算をいただいております。これによりですね、順次このエリアの地権者の方と交渉を行い、用地の方を取得するように進めております。

○草加委員

ということは、来年度にも予算を計上しなければならないということでしょうか。ということは、ちょうど今回買う2反ぐらいが予算2億円ぐらいにはまるという計算なんですか。そうでないとあなたたちが言ってる支払いがどうのこうのになると、そういうような計算になりますよ。

○土地住宅政策課 谷崎

今回挙げた分につきましては、2億7700万のにはまだ足りておりません。来月も計上する予定にしております。

○草加委員

ということは補正予算をとるということですか。

○土地住宅政策課 谷崎

2億7700万の予算のうちの中で、今回の諮っている金額ではまだまだ予算内の中ですので、来月以降についても農業委員会に計上していく予定にしております。

○草加委員

なんかちょっとちぐはぐしましたが、私の言ってる質問にちょっと含まれてるところがありますけど。まあまあ、2億7700万の予算の中で今年度を消化しようということなんです。

○石原会長

その他ありませんか。じゃあないようですのでお諮りしようと思います。ご判断願いま

す。この多目的広場のエリア、この案件につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局難波

9名です。

○石原会長

9名ということで、賛成多数ということで許可といたします。ありがとうございます。それから、なおこの地図、パッとこう、わかるようになりましたけど、ちょっとですね、いろいろ差し障りあるんで一応回収させてください。そしてまた来月、これが必要であれば、皆様方の手元に置いて、照らし合わせながら判断していただくということで。これ回収しますので、よろしくお願いいたします。

それじゃあ急ぎます。どうしましょうか。政策課の方にもおってもらう。よろしいですか。それではありがとうございました。お疲れ様でした。

それでは皆様続けます。議案第23号、11ページ。農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市長の方から諮問を受けております。今月は1案件、●●さんの案件でございます。これは使用貸借じゃなしに、1反60kgというようなものが挙がっております。ご異議ありませんよね。ではこれは承認案件ですので、承認されました。

続きまして13ページに参ります。報告案件第11号 農地法第3条の3の規定による届出が出てございます。相続の案件です。いずれの田畑もあっせん希望はございませんので、皆様お含みおきください。吉永の案件、日生の案件、三石、友延の案件が出てございます。

そして最後のページ15ページ、報告案件第12号 農地法第18条の規定による合意解約通知についてということで、合意解約、利用権設定の解約、それが出ています。明文委員も解約なさるんですね。先の議案に入っとるんですね。それから私も口憚れた言い方になるんですけど、この●●君が合意解約になっとる案件、多いでしょう。皆さんもうご存じですよ。新庄の地域おこし協力隊で彼は三国の方に入っていて、そういうミッションを3年間こなして、それから何年かは久々井とかでよくやってましたけども。こんなにまとまった農地が新庄の方で出たんだということで、僕のとこにも挨拶に来てくれましたし、それから下の富田さんの田んぼなんかを紹介して、頑張っってよってやってたら。やってたけど。やばいことになっちゃいましたね。もうここの、新庄にもいらっしゃいません。だからこの合意解約。こんな状況になっちゃってね。せっかく輪をかけてね、やってきてくれてたんですけども、残念なことになってしまいました。そんな案件です。だからこの新庄の案件の、今度ここ散田という地区なんですけど、どうするかと。私もこの、紹介したこの下の●●さんの案件とかどうするかとバタバタしよりました。もう今年は作付できませんよね。こんな面積が草ぼうぼうです、今はもう。誰がするんならいうことでしょう。担当地

区の農業委員として、誰かやってくれる人がおらんかいうことで散田地区に3人有志がいて、その人らにあたったんじゃけど、ところがこのもともと持つとるこの9反ばかりの上のこの田んぼ、持ち主が使用貸借じゃあかん言い出したんですよ。彼ら3人衆は手分けしてやってくれよったんですけど、持ち主の方が、地権者の方が、お金が欲しいというか欲が出たんでしょね。まあ、そのような格好でいくみたいです。下のやつはもう決まりました。この●●さんの案件も僕お願いして、やっていただくことになりました。ただし1年ブランクがありますので、草がぼうぼう生えてくるので、この草どうしようかなあと。

以上であります。ありがとうございます。今日は本当にお疲れで、農業委員さんに関してはかなり難しい判断を迫られたと今日どこかでありましたけれども、農業委員会ありがとうございました。教育ゾーンに関しては、櫻本委員のご提案もありましたように、また再提出を新たな形でしてもらって皆様にご案内するといった形になると思いますのでよろしくをお願いします。

6. 閉 会

7. その他

次回農業委員会総会の開催日程について

議案の発送時期の協議について

農業委員会活動用アイテムの配布について

農業者年金加入推進特別研修会の開催について

農地法第3条(売買、賃借)及び同法第3条の3(相続)の様式改正について

農機具の貸出しについて

農地パトロールの実施について（後日）

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 5番 森安 かな 委員

備前市農業委員会委員 6番 大饗 安政 委員